

平成29年度

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

事業計画書

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

平成29年度

日中活動事業計画

1 ページ はじめに

2 ページ 生活介護事業

3 ページ 就労移行支援事業

4 ページ 就労継続支援事業B型

5 ページ その他利用者の希望により提供するサービス

日中活動支援事業

はじめに

○平成 15 年 4 月措置制度から支援費制度へ。平成 18 年 4 月障害者自立支援法施行。平成 21 年障害者制度改革推進体制が整う。平成 24 年 10 月障害者虐待防止法施行。平成 25 年 4 月障害者総合支援法施行。平成 25 年 6 月 26 日公布・平成 28 年 4 月 1 日障害者差別解消法施行と、この十数年の間に障がいのある方々を取り巻く法の整備が足早に進められてきました。

当事業所においても法人発足、ほほえみ工房開設から 12 年の経過の中で、その時代の要請にこたえながら事業展開がなされました。

○改正障害者基本法及び障害者総合支援法に「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現するため」という謳われ方で障害福祉の理念が統一されています。

「社会が変わればしょう害はなくなる！地域で当たりまえの生活を求めて」の法人理念と重ね合わせ実践として示すことができれば、利用者の方々の願いに沿ったものとなり、理念の実現が飛躍的に進むと考えます。

利用者の方々の持っている能力が正当に評価され、活動を保障することも重要な課題となっていることから、作業や各活動を通じて利用者の方々一人ひとりが求める支援を提供するため、日々研鑽の積み重ね、制度の流れに関心を寄せながら良質で適切な支援を行ってまいります。

○多機能型通所施設として新体系移行後 7 年目となり、生活介護支援事業では、介護を必要とされる方への適切な介助を行なう他、軽作業の受託や自主製品の作成など生産活動を実施し、創作的活動にも取り組みながら日常生活全般における能力の維持向上により、精神的に安定した生活が営まれるよう支援を行います。

就労移行支援事業では、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を日中の作業等において実施し、各関係機関と連携して一般就労の確保をしていきます。更に就労移行事業所の機能として、圏域外の要請にも応じ、その役割を果たしていきます。

また、就労後も相談や助言を継続し、事業主側と職場や身の回りの環境を整えるなど、定着支援を充実させ、より長く働き続けることができるよう支援を行っていきます。

就労継続支援事業 B 型においては、一般就労の困難な方に作業を提供し、工房での各種作業の充実で工賃のアップを図り、働く喜びや日中活動を通じて社会参加を実現しながら、一般就労に向けた支援も行っています。近年、就労継続支援 B 型からの就労実績もあり、定着支援の充実も必要となっています。

これら三事業の展開が、社会の働きそのものだと受け止めたとき、家庭や社会と手をつないで、三者が共に育ち、発達していくという機能の向上を目指していきます。

「生活介護事業」

1 目的

指定生活介護サービスの提供を通し、日常生活能力、社会生活に必要な知識や能力の向上を図り、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援を行います。

日常生活において安定して過ごせるように環境設定と余暇活動を取り入れ、安心と安定の確保に努め、利用者の方々の状況に合わせた支援を目指します。

2 運営方針

生産活動・自立課題の提供を行い、常に介護を必要とされる利用者の方に対して、排泄、及び食事の介助を行い、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

3 利用定員

14名（登録者数 18名）

平成28年度の年間利用率は110.1%（3月1日現在）になっています。現在は新規の受入が困難な状態です。更に今後も利用希望が見込まれるため、利用者の方の支援内容の見直しや事業間移動の検討、及び定員増や活動拠点の場の検討を進め、新規の受け入れができるよう努めます。

4 事業内容

個別支援計画に基づいたサービスの提供を基本とし、食事の介助、排泄の誘導及び介助、服薬の管理及び服用の介助、口腔ケア等、身体機能及び日常生活能力の維持向上を図ります。

更にコミュニケーションツール（絵・文字カード・文字盤等）を活用して、声掛け・聞き取り・代弁・代筆支援を行っていきます。

生産活動においては、ご本人の安定を優先し、コーヒーの計量・袋入れ、ティッシュ作業、ノースクレールのシール貼り作業などの活動の場を提供します。

自立課題としてリングプル通し・種類分け・紙袋制作等の機会を提供し、作業への意欲と能力の向上を図り、その時々状況に応じた適切な支援を継続していきます。

また、外出レクリエーションの一環としてドライブ・公園散策・ウォーキング・軽スポーツなどの支援を行います。

日常生活においては、ゆとりを持って過ごせるよう生活介護事業全体、利用者の方の特性に応じたタイムスケジュールを作成し、環境に配慮し安定して活動できるよう支援します。

「その他利用者の希望により提供するサービス」

1 概要

滝川ほほえみ工房の全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて提供されており、「個別支援計画」は本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただいた上で交付しています。

介護給付費・訓練等給付費支給範囲内のサービスは、生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援の各事業にて利用者負担なしで提供されますが、その他に利用者の希望により提供されるサービス（介護給付費・訓練等給付費支給外サービス）につきましては、利用者自己負担となり、利用料金を別途いただいています。

2 事業内容

ほほえみ工房では、「その他のサービス」として来所・帰宅に関わる「移送サービス（送迎サービス）」を提供しています。

滝川市内及び市外（砂川市、深川市、奈井江町、雨竜町）へ、送迎車3台でのサービス提供を実施しており、運転技術専門員1名と男性職員が輪番制でこれに対応しています。

滝川ほほえみ工房での活動時間に合わせ、AM7:00~9:15、PM16:00~18:00の間でサービスを提供していますが、大雨や吹雪など悪天候の際には、一部または全ての区間でサービス提供時間の変更、あるいはサービス提供を中止する場合があります。

乗車定員の都合から新規受入が依然として困難な状況にあることから、平成28年度より単独で公共交通機関を利用して通所する方や、ご家族が自家用車で送迎を行っている方に、交通手当の支給を開始しています。

必要なサービスを必要な人へ提供するため、サービス提供の在り方の見直しはもちろんのこと、全ての利用者が通所しやすい環境を作り上げて行けるよう、検討を進めていきます。

平成29年度

地域生活支援事業計画

1ページ はじめに

2ページ 共同生活援助事業

4ページ 短期入所事業

5ページ 相談支援事業

地域生活支援事業

はじめに

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を推進する観点から、住居支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫のより整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的として『地域生活支援拠点等の整備』を平成29年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。と、されています。

平成27年からは地域生活支援拠点推進モデル事業もはじめられ、その成果が昨年12月12日の『地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議』で発表されました。しかし、拠点等の整備状況は必ずしも進んでいるとは言えず、昨年9月1日の時点で全国でも整備済みの市町村が、20市町村と2圏域にとどまっているとのことで、北海道でも「第4期北海道障がい福祉計画」の策定に際し「地域生活支援拠点の整備」というところで21障がい福祉圏域内に1か所以上整備することを目標にされていますが、富良野圏域と東胆振圏域に有る2か所のみとなっています。

ただ『地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議』の報告の中には、平成29年度整備予定は、256市町村、56圏域となってはいますが全国的には6分の1にも満たない数となっています。また、整備にあたって備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」・今後の課題として主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」などがあげられ、中空知圏域の地域生活支援拠点を担うべく当センターに於いても否めない問題です。しかしながら、それらのことを克服し、地域に住む障がいのある方たちの受けられる福祉サービスに地域格差が生じないよう平成28年度同様、拠点整備に向けての準備を進めて参ります。

更には拠点整備に関連して、共同生活援助事業も整えているところでありますが、昨年度は新設や移設により定員増及び再編を重点的に行いました。その結果、平成18年に男性のみで発足したグループホームの設置も男性用3カ所（定員数20名）女性用5カ所（定員数21名）男女のバランスも保てるものになったところです。これにより平成29年度は敢えてグループホームの増設は行わず、既存のグループホームの定員数の調整や世話人・生活支援員の配置時間の調整や人材の確保を行い、滝川市内の他事業所が運営するグループホームでは類を見ない介護サービス包括型で、更には必要に応じた夜間支援体制を組み24時間365日の支援体制で一人一人の状況に合わせた支援の充実に努め、昨年度の事業計画に掲げて未達成の福祉型短期入所（ショートステイ）事業の早期開始も目指します。

共同生活援助事業「ほのぼのハウス」

1 目的

障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、地域での生活を望まれる利用者の方に対し、日常生活における相談、介護や援助などを行ない、家庭的な雰囲気の中で共同し自立した日常生活を営むための支援を行なうことを目的とする。

2 運営方針

利用者本位のサービス体系・権利擁護の観点から自己選択・自己決定を尊重し、常に利用者の立場に立った個別支援計画を作成し「安全」で「安心」して快適に暮らせる場を提供できるように努めます。

また、市内で唯一の「介護サービス包括型」を展開しており、職員配置基準等は現行のままで推移し、国の基準が改正されればそれに準じて運営します。

事業の実施にあたっては、利用者の方の高齢化や重度化を背景に各生活住居において均一的な支援が図られるよう当事者・ご家庭のご意向を把握し、滝川ほほえみ工房（多機能型通所施設）、関係市町村、地域の保健・医療・福祉・労働のサービスと綿密な連携を図りながら、地域生活へのニーズに応えられるよう事業を進めていきます。

平成 29 年度は、昨年度のグループホームの増設に伴い、人員確保を強化し充実した人員配置体制で支援ができるように努めます。引き続きサテライト型住居について、利用者の需要に応じて検討を行い計画して参ります。又、消防法施行令改正に伴い、グループホームへの自動火災報知設備について、延べ面積に関らず設置する事が義務つけられました。平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置までに順次設置していきます。

3 事業の内容

共同生活援助事業に係るそれぞれの共同生活住居の利用者の方にはサービス利用契約書、重要事項説明書、個別支援計画書に基づいた次の共同生活援助を行います。

① 住まいの提供

利用者の方には原則として個室を提供するほか、個人が購入する家具等調度品のインテリアに関する相談助言を行います。

② 食事・入浴・排泄等の介護

利用者の方の実態に即した食事や入浴・排泄などの身体の援助・介護を行い、利用者の方の要望に基づいた食事の提供及び栄養管理や食事に係る献立などの記録を整備し保存します。

-2-

③ 健康管理の援助

利用者の方の希望と能力に応じた服薬の管理及び緊急通院時の援助・介護を行います。また、日常の健康状態の確認及び相談・助言を行います。

④ 金銭管理の援助及び備品購入の援助。

利用者の方の希望と能力に応じて日常の金銭管理を行います。利用者の方から管理依頼を受けた場合は、金銭管理規定に基づき契約を取りかわし、金銭等は地域生活支援センター内の金庫で保管、また、金融機関の貸金庫での保管を行い、出納簿に記録することとします。

また、物品の購入にあたり相談・助言を行います。

⑤ 身辺整理及び身嗜み・整容介護と援助

利用者の方の希望と能力に応じて日常の身辺整理及び身嗜み・整容について援助・介護を行います。

⑥ 職場・ご家族等の連絡調整

必要に応じた職場・日中活動の場への訪問及びご家庭との連絡調整を行います。また、家族や友人との交流に関する援助・介護も行います。

⑦ 緊急時の対応

急病・火災・事故などに対して即時の対応を原則とし必要な処置を講じるとともにご家族への連絡を行います。

⑧ 諸手続きの代行援助

住所変更や健康保険、失業保険などの社会生活上、必要な手続きの代行を利用者の方に確認した上で援助を行います。

⑨ その他の援助

余暇活動への助言・同伴、自治会・町内会などとの交流、日常生活を営む上で必要な介護・援助を行います。

⑩ サービスの提供時間及び職員配置

365日・24時間の支援体制。職員配置は国の基準省令に基づき管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人を配置して支援にあたり、併せて非常勤での嘱託医及び歯科委託医を配置します。なお、夜間支援の職務遂行には、事業所職員も加わり宿直及び日勤業務を行います。

⑪ 虐待防止の為の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施します。

4 利用者定員 41名

「相談支援事業」

1 目的

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うことを目的とします。

2 運営方針

相談支援専門員及び精神保健福祉士の有資格者を配置し、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・一般相談（地域移行支援、地域定着支援）を適正に行い、市及び他の福祉サービス事業者等との連携を図り情報共有に努めます。

実施地域として、中空知5市5町(滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、雨竜町、浦臼町、新十津川町、上砂川町、奈井江町)としますが、それ以外の地域にからも相談に応じます。

また、滝川市との委託契約により基幹相談支援事業所及び虐待防止センターの運営も併せて行います。

3 事業の内容

(1) 指定特定相談支援事業

事業所番号：0137500161

障害福祉サービスを利用したという人たちのために、具体的にどのような支援を受けたいかを聞き、それに合わせたプラン作成を行います。

障害福祉サービス等の申請にかかわる支給決定前に、「サービス等利用計画（案）」を作成し、支給決定後、サービス事業者との連絡調整を行うとともに、「サービス等利用計画」を作成し当該市町へ提出します。

又、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、実際に利用してみてその人に本当に合っているのか、(モニタリング)を行い、今の状況に合った支援になるように調整を行います。

※相談支援専門員3名、精神保健福祉士1名の有資格者を配置し、特別加算を受けています。

(2) 指定障害児相談支援事業

事業所番号：0177500055

18歳以下の障害児に対して児童福祉法に基づき、(1)と同様に計画作成やモニタリングの実施等を行います。

(3) 指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援） 事業所番号：0137500161

- ・地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人を対象として、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、入居支援等地域に出るまでの支援を行います。
- ・地域定着支援：地域に出てきてから再入所、再入院をすることなく地域で暮らし続けられるよう常時の相談支援等を行います。

(4) 基幹相談支援事業

地域の相談支援の中核として、総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)、地域の体制整備に係るコーディネートすることを主な業務とし、滝川市との委託契約を締結し、滝川市基幹相談支援センター業務委託仕様書に従い以下の業務を行います。

- ① 滝川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための規則第29条各号に掲げる業務及び総合的な連絡調整等
- ② 成年後見制度利用支援事業に関する事項
- ③ 虐待防止に関する事項
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の運営に関する事項
- ⑤ 差別解消法に関する事項（※差別解消法：平成28年4月施工）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか総合的な相談業務として市長が必要と認める業務
なお、(4)については、滝川市障がい者総合支援ネットワーク会議設置要項に基づき実施するものとする。

「短期入所事業」

1 目的

通常は自宅で生活をしている方へ、家庭内での介護が一時的にできなくなった時に支援を行い、安心して地域生活をおくるうえで、何かあったときの受け皿となる事や介護者のレスパイトケアすることを目的とします。

入所施設を持たない滝川市に於いて、障害者が地域で生活する上で、家族による支援はとても大きな役割を担っています。

しかし、その継続には、時折家族が介護を休みリフレッシュすることや「家族ががんばらなきゃいけない」という固定概念を持たない事が必要と考えます。

当法人に於いても、地域生活を支える制度の一助となるよう、今年度中に「短期入所事業」を開設致します。

2 運営方針

グループホームの予備室（男女各 1 室）を専門居室に充て、常時受け入れが可能な併設型で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上必要な支援を適切に行います。

3 事業の内容

(1) 住環境の提供

居室、調理室、浴室、トイレなどの生活上必要な環境を提供し、随時の確認と緊急時の対応をとおして安全な生活確保に努めます。

(2) 食事の提供

栄養バランスの取れた食事を提供します。（共同生活援助事業と共通）

(3) 健康管理・衛生保持

入居者の状況に応じ、服薬の促しや確認を行います。

また、毎日入浴する機会を提供し、身体の清潔保持が出来る様促しや必要に応じた介助を行います。

(4) 日中活動支援

入居者の希望に添った支援を行います。